

忍野村
新型インフルエンザ等対策
行動計画

令和8年8月
忍野村

目 次

はじめに

I 総論

第1章	新型インフルエンザ等対策の基本方針	5
第2章	対策の基本項目	9
第3章	対策推進のための役割分担	15

II 各論

第1章	実施体制	19
第2章	情報手影響・共有、リスクコミュニケーション	21
第3章	まん延防止	25
第4章	ワクチン	26
第5章	保健	31
第6章	物資	33
第7章	住民の生活及び地域経済の安定の確保	34

用語解説	別添
------------	----

はじめに

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020年以降新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

このような状況の中、国においてはWHOの「世界インフルエンザ事前対策計画」に準じ、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行うとともに、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、山梨県、忍野村においても国の計画に準じ対策行動計画を策定し、新型インフルエンザ等対策の強化が図られてきました。

先般の新型コロナによる感染症危機を乗り越える過程で私たちは多くの教訓を得、政府及び山梨県の行動計画の全面改定を踏まえ、忍野村でも、村民の生命及び健康を保護し、村民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国及び県の行動計画と整合を保ち、「忍野村新型インフルエンザ等対策行動計画」を全面改定するものである。

I 総 論

総論では、国、県の計画を参考に、次の3つの内容を記載する。

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第2章 対策の基本項目

第3章 対策推進のための役割分担

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1節 対策の目的及び基本方針

新型インフルエンザ等は、地震などの災害と同様にその発生を正確に予測することは困難であり、現実が発生した際にも感染の波の幅（流行期間）と高さ（流行規模）がどのように推移するのかを正確に予測することもまた、困難である。

また、医療提供体制は、実際には人員の確保を含む組織力や院内感染対策の実行力などに大きく依存するものであり、使用可能なワクチンや治療薬の有無によっても左右される。感染の波のピークをできる限り遅らせ、波の高さを低くすることで、医療提供体制を強化する時間を確保することができる。

一方で、感染症対応が長期化すればするほど、村民の生活や経済に与える影響は深刻なものとなる。加えて、感染の波が高く、確保された医療提供体制で対応できない事態も念頭に置く必要がある。

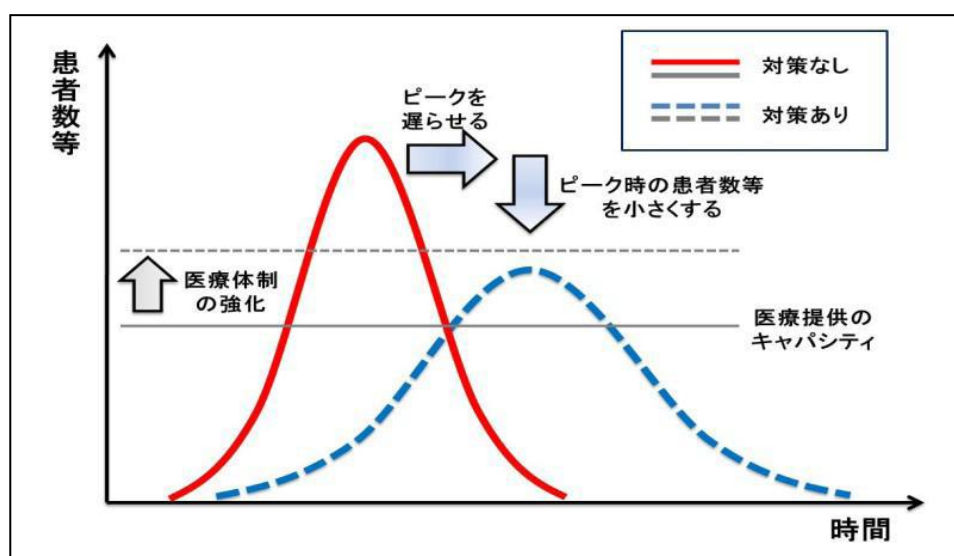
このようなことを踏まえ、本村の新型インフルエンザ等への対策は、県同様に次の2つの目的で行うことを対策の基本方針とする。

1 目的1 感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命・健康を保護

- （1）流行のピークを遅らせ、医療やワクチン・治療薬による対応のための時間を確保する。
- （2）流行のピーク時の患者数等を少なくすることで医療への負荷を軽減し、医療提供体制の強化を図り、治療が必要な患者に適切な医療を提供する。
- （3）適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2 目的2 村民の生活・経済に及ぼす影響を最小化

- （1）感染拡大防止により、欠勤者等の数を減らす。
- （2）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えにより、村民の生活・経済への影響を軽減する。
- （3）業務（事業）継続計画（BCP）により、医療を継続して提供し、又は村民の生活・経済の安定に寄与する事業を維持するよう努める。



対策の概念図

第2節 対策の基本的考え方及び対応時期

1 基本的考え方

新型インフルエンザ等への対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケットといった感染対策が基本である。感染症有事において医療のひっ迫や社会的混乱を回避するためには、村民や事業者が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や、体温計や一般用医薬品の常備、マスクや食料品・日用品といった物資の備蓄などの準備を平時から行うことが必要である。

その上で、新型インフルエンザ等による感染症有事の際には、外出の自粛若しくは施設の使用制限の要請又は業務縮小による接触機会の抑制などの医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬・治療法を含めた医療対応とを組み合わせる総合的に実施するものとする。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者・村民が自発的に職場や家庭における感染予防に取り組むとともに、事業者においては継続する重要業務を絞り込むことなどについて積極的に検討することが重要である。

2 対応時期の設定

新型コロナ対応の経験を踏まえ、様々な感染症に幅広く対応できるシナリオとして、対応時期を次項のように定義する。

3 各対応時期の定義

(1) 準備期

新たな感染症危機の発生前の段階

(2) 初動期

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階

(3) 対応期

政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定・公示されて以降の段階

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

第3節 対策を実施する上での留意事項

村は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画または業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等に対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの充実

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、次の視点で取り組むことにより、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報の収集・共有や分析の基盤となるDXの推進等を国と連携して行う。

- (1) 感染症有事の際に必要な体制の整備
- (2) 感染症有事の際に行うべき対策の共有とその準備
- (3) 関係者や村民等への普及啓発と訓練を通じた不断の点検・改善
- (4) 迅速な初動の体制整備
- (5) DXの推進や人材の養成

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスをとり、適切な情報提供・共有により村民の生活・経済への影響を軽減させるとともに、心身ともに健康であることを確保することが重要である。このため、次の視点で取り組むことにより、対策の切替えを柔軟かつ機動的に行い、村民の生命・健康を保護し、村民の生活・経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

- (1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の実施
- (2) 医療と生活・経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置
- (3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え
- (4) 対策項目ごとの時期区分
- (5) 村民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

3 基本的人権の尊重

村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法により国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとすることとされている。加えて、対策には法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも村民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷などの新型インフルエンザ等に起因する偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社

会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても村民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による地域社会の分断が生じないように取り組む。

4 関係機関相互の連携協力の確保

県対策本部及び村対策本部は、政府対策本部とともに、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

村は、必要に応じて県に対して総合調整を行うよう要請する。

村から県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請した場合には、県はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行うものである。

また、村は、県とともに感染症対策に携わる医療機関、高齢者施設等その他の関係機関と緊密に連携して新型インフルエンザ等対策を実施する。

5 感染症危機下の災害対応

村は、感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国・県と連携して発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や自宅療養者等の情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

6 記録の作成・保存

村は、村が設置する対策本部による新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、対応の検証及び今後の対策に資する情報を公表する。

第2章 対策の基本項目

村行動計画では、本村における新型インフルエンザ等対策の取組を効果的に進めるために、次の7つの対策項目を設け実施する。

※ 県行動計画では、7項目の他、情報収集・分析、サーベイランス、検査等の11の対策項目を立てている。

- 1 実施体制
- 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- 3 まん延防止
- 4 ワクチン
- 5 保健
- 6 物資
- 7 住民の生活及び地域経済の安定の確保

本章では、各対策項目の骨子を整理し、各対策項目の具体的な取り組みは、前章第2節で設定した対応時期の区分に応じて、各論各章に記載する。

第1節 実施体制

- 1 村は、第1章第2節の対応時期に応じ、新たな感染症の発生や国の動向を踏まえ、村の感染症対応のための組織体制を次のとおり移行させる。

- 2 警戒班

初動期における新型インフルエンザ等の発生が確認された段階に、必要に応じて設置し、情報を収集し連絡会議に提言を行う。

- 3 連絡会議

初動期における国・県が対策本部の設置の検討を始めた段階に、必要に応じて設置し、国・県の体制と連携して、村対策本部を設置するか否かの協議を行う。

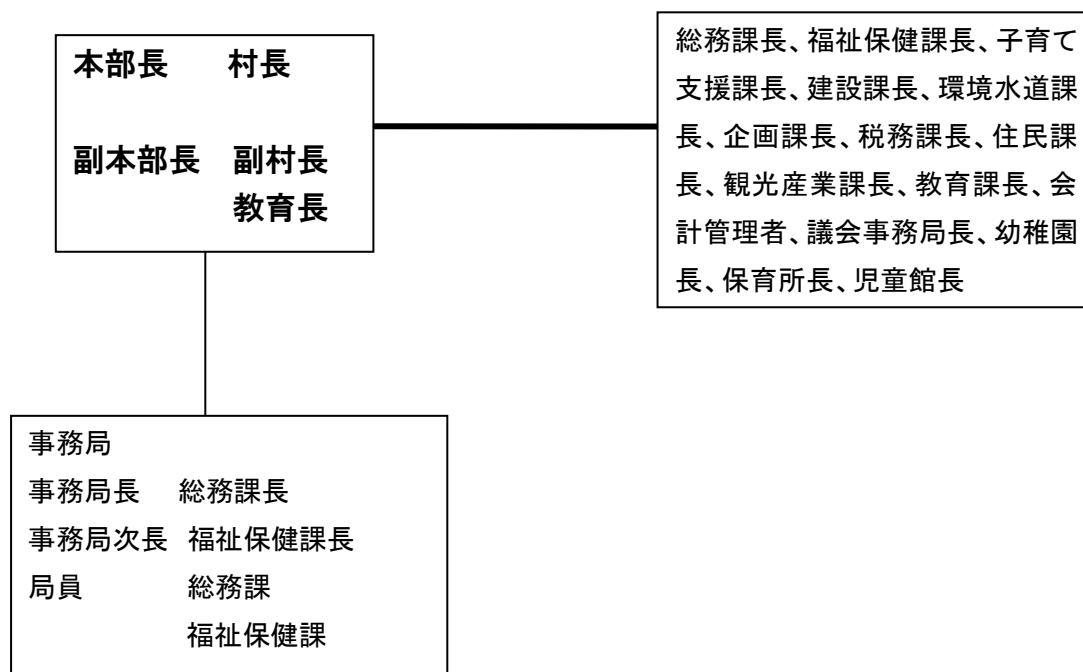
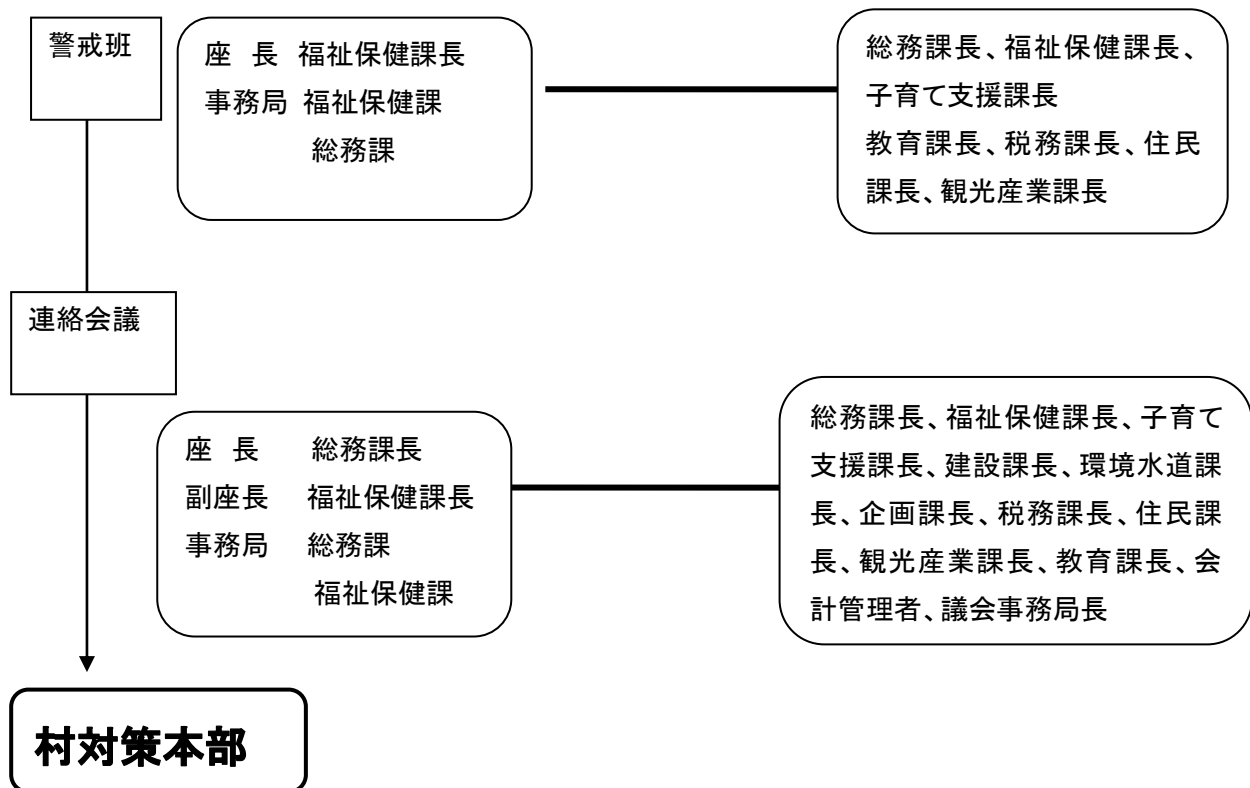
- 4 忍野村新型インフルエンザ等対策本部

国内で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合、または国・県が政府・県対策本部を設置した場合、必要に応じて忍野村新型インフルエンザ等対策本部（以下「村対策本部」という。）を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に全庁一体となって推進し、村民の健康被害を防止及び社会機能維持を図る。

【忍野村新型インフルエンザ等危機管理実施体制：基準】

＜初動期：新型インフルエンザに位置づけられる可能性のある感染症の発生が確認された段階＞

※ 必要に応じ、下記の体制に移行する。



【村部局の主な対応】

部局名	主な役割
共通	・業務継続計画(BCP)に基づく村の行政機能の維持に関すること ・部局職員の感染・まん延防止に関すること ・県の情報収集に関すること ・所管法人・団体等の被害情報等の収集 ・所管社会機能維持関連企業の支援に関すること ・所管する会議、イベント等の調整に関すること ・所管する公の施設の臨時休館等の調整に関すること
福祉保健課	・村対策本部、連絡会議及び警戒班に関すること ・新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関すること ・新型インフルエンザ等に係るまん延防止に関すること ・県の情報収集の総括 ・被害情報等の収集の総括 ・社会福祉施設に関すること ・在宅要援護者の支援に関すること ・こころのケアに関すること ・予防接種に関すること ・相談窓口に関すること ・医師会及び薬剤師会、村内医療機関との協議と協力要請に関すること ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄に関すること ・県と協力した新型インフルエンザワクチン接種体制整備に関すること
総務課	・村対策本部、連絡会議及び警戒班に関すること ・新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関すること ・新型インフルエンザ等に係るまん延防止に関すること ・県の情報収集の総括 ・被害情報等の収集の総括 ・社会福祉施設に関すること ・在宅要援護者の支援に関すること ・こころのケアに関すること ・予防接種に関すること ・相談窓口に関すること
税務課	・食品等生活必需物資の受給価格安定に関すること
住民課	・外国人への支援に関すること
建設課	・道路交通の維持・制限に関すること
観光産業課	・家きん等に関すること ・渡り鳥や野鳥不審死に関すること

環境水道課	・上水道、下水道等のライフライン体制の確保に関すること ・廃棄物の処理に関すること ・埋火葬、遺体の安置所等に関すること
子育て支援課	・保育に関すること ・幼児（幼稚園・保育園）、児童の安全確保に関すること
教育委員会	・学校に関すること ・幼児（幼稚園）、児童及び生徒の安全確保に関すること
幼稚園	・保育に関すること ・幼児（幼稚園）の安全確保に関すること
保育所	・保育に関すること ・幼児（保育所）の安全確保に関すること
児童館	・保育に関すること ・児童等（児童館）の安全確保に関すること

第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

村は、情報の受け手に配慮した発信をきめ細かに行うため、情報発信の方法の特性に応じて内容に工夫を凝らし、情報の受け手の反応もみて次の対応につなげることに留意する。

特に、SNS では、一部の情報が切り取られ、偽・誤情報となって拡散されるおそれもあり、発信の内容や受け手の反応には十分に注意する必要がある。

村が情報提供・共有を効果的に行う上で、県民等の意見や関心を踏まえることが重要である。その際、施策目的を踏まえ、どのような層にどのようなメッセージを伝える必要があるかなどについて、次のような方法により調査・分析を行い、対象層に応じた広報の方法やメッセージの内容などの検討に役立てることが重要である。

また、双方向のコミュニケーションが必須であり、新たな感染症の発生や国の動向を踏まえ、村に相談窓口を設置し対応する。

第3節 まん延防止

村が行う特措法の措置では、村民や事業者に対し、幅広く、時には高い強度で、新型インフルエンザ等のまん延防止のために必要な行動をとるよう要請することができる。

実際には、国や県の基本的対処方針で示された期間及び区域、地域の状況を踏まえ、次のような措置の適用を判断することになる。

- 1 基本的なまん延防対策への協力を幅広く要請
- 2 強度の高いまん延防止対策を個別かつ具体的に要請
- 3 国の公示等に基づき、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置を実施

第4節 ワクチン

- 1 ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新

型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

2 村は、国・県と連携して、特定接種、住民接種を適時に実施し、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつなげる。

(1) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行われる予防接種をいう。

(2) 住民接種

ア 臨時の予防接種

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定による臨時の予防接種として行われる。

イ 新臨時接種

緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種として行われる。

※ 対象者、接種順位、接種体制等については、国・県のガイドライン等による。

第 5 節 保健

新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、患者等若しくは濃厚接触者に対し、健康状態の報告を求め、又は自宅等から外出しないことへの協力を求める。

患者等から健康状態の報告を受けて行う健康観察は、県や村が対応するほか、外出自粛の対象となった患者等（以下「外出自粛対象者」という。）の健康観察は、外出自粛対象者への医療の提供に関する医療措置協定を締結した医療機関が、外出自粛対象者への医療の提供と併せて対応する。

第 6 節 物資

村は、医療機関や高齢者施設等による通常使用やクラスター発生に伴う追加使用を想定した必要量等を考慮して必要な物資を備蓄する。

第 7 節 村民生活及び村民経済の安定の確保

新たな感染症危機が発生した際には、県の要請を受け、新型コロナの対応において、村内の飲食業者、宿泊業者等が参画したグリーン・ゾーン認証制度を活用し、感染症対策を実施する

事業継続計画（BCP）は本来、脅威の種類を問わずに策定するものである。新型インフルエンザ等を対象とする BCP は、地震などの災害を対象としたものと共通する要素もあるが、新型インフルエンザ等による影響やその特性を踏まえた上で、BCP を策定することが重要である。

新型インフルエンザ等に対しては、事業を継続することに伴い従業員や訪問者、利用客等が感染する危険性（リスク）と、経営維持・存続のために収入を確保する必要性などを勘案

して、重要業務の選定を行い、事業継続のレベルを決める必要がある。

病原性の高い新型インフルエンザ等の感染が拡大し、大流行した場合には、死亡者の数が火葬場の火葬能力を超える事態が起こり、火葬の円滑な実施に支障を来すとともに、公衆衛生上、火葬を行うことができない遺体の保存対策が大きな問題となる可能性がある。火葬の実施までに時間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、埋葬も考慮することとなる。

そのため、対応期において死亡者が多数に上った場合も、速やかな埋火葬を行うことができる体制をあらかじめ整備する必要がある。

また、地域の葬送文化や宗教的感情等にも十分配慮することが望ましく、感染拡大防止対策上の支障等がない場合には、できる限り遺族の意向等を尊重した対応をする必要がある。

第3章 対策推進の役割分担

第1節 県の役割

県予防計画に基づき、医療提供体制、検査体制及び宿泊療養環境の整備や、人材の養成・資質の向上、県型保健所・衛生環境研究所における感染症有事体制の確保を行う。

また、感染症対策連携協議会を活用して平時から、保健所設置市の甲府市その他の関係機関と緊密に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えた取組を計画的に行う。

感染症有事の際は、国の基本的対処方針に基づき、県内の関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

第2節 村の役割

住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援等に関し、村行動計画に定める取組に沿って平時から準備を進める。

感染症有事の際には、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と連携を図る。特に、管轄の富士・東部保健所との連携を密に行う。

第3節 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結するとともに、院内感染対策の研修・訓練や個人防護具等の確保などを平時から推進する。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画（BCP）の策定及び感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進める。

感染症有事の際には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、外出自粛対象者*への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

第4節 保育所等、学校等、高齢者施設等

新型インフルエンザ等に感染した場合において重症化リスクが高いと考えられる者が利用し、又は感染症の集団発生が起きやすい環境にあることから、平時から感染症の発生の予防及びまん延の防止に努める。

特に保育所等や高齢者施設等では、感染症有事に備え、実効性のある業務継続計画（BCP）の策定が求められる。

第5節 指定公共機関の役割

指定（地方）公共機関（県と協定を締結することにより指定地方公共機関と同等の責務を有する団体を含む。以下同じ。）は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

対策を実施するに当たっては、業務計画を策定し、国、県、村等と相互に連携協力的かつ迅速な実施に万全を期すことが求められる。

第6節 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、感染症有事においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、職場における感染対策や重要な業務・事業の継続などの準備を平時から行う。

感染症有事の際には、平時に策定した業務継続計画又は事業継続計画（BCP）に基づき、その業務・事業を継続的に実施するよう努める。

第7節 一般事業者の役割

平時から職場における感染対策を行う。

村民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための対策の徹底が求められる。このようなことを踏まえ、平時から事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、必要に応じてマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄に努めるなどの対策を行う。

第8節 村民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、換気、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、マスクや消毒薬等の衛生用品、具合が悪いときでも飲食できる食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

感染症有事の際には、発生状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

また、感染症を原因とした偏見・差別を生じさせないように努める。

Ⅱ 各 論

各論では、総論で記載した次の7つの対策項目ごとに3つの対応時期（準備期、初動期、対応期）における具体的な対策について記載する。

第1章 実施体制

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第3章 まん延防止

第4章 ワクチン

第5章 保健

第6章 物資

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

第1章 実施体制

第1節 準備期

1 実践的な訓練の実施

村は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

2 村行動計画等の作成や体制整備・強化

- (1) 村は、村行動計画を作成・変更する。その際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- (2) 村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- (3) 村は、村行動計画や業務継続計画の作成・変更に当たっては、関連する他の計画と整合の取れたものとなるように配慮する。
- (4) 村は、緊急事態宣言の対象区域になった場合など感染症有事における業務の種類・量を把握し、当該業務を適正かつ確実に実行できる市町村対策本部体制及びそのための規定を整備する。
- (5) 村は、感染症有事に備え、事態対処を円滑に行うための連絡体制を整備し、県は、国や他の都道府県等との連絡体制を整備する。
- (6) 村は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行う。

3 国及び地方公共団体等の連携の強化

- (1) 国、県、村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- (2) 国、県、村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- (1) 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、村は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- (2) 村は、必要に応じて、第1節（準備期）を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

村は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援⁴を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

(1) 職員の派遣・応援への対応

ア 村は、自らの行動計画及び業務継続計画（BCP）に基づき、新型インフルエンザ等の対策や優先度の高い業務の実施に必要な体制を継続的に確保するとともに、人員体制を強化するため、全庁的な対応を推進する。

イ 村は、新型インフルエンザ等のまん延により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

ウ 村は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

エ 村は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を実施する。

(2) 必要な財政上の措置

村は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

2 緊急事態措置の検討等について（緊急事態宣言の手続）

村は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに村対策本部を設置する。村は、村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

村対策本部の廃止

村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく村対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1 村における情報提供・共有について

- (1) 準備期から住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、村による情報提供・共有について、有用な情報源として住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、相談窓口等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

また、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫も考える。

- (2) 村は、村民等が理解しやすい情報提供を行うため、リスクコミュニケーション等に関する研修や実践による職員の資質向上を図る。
- (3) 村は、情報提供・共有に当たっては、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを啓発する。
- (4) 村は、地域における感染拡大の起点となりやすい保育所等、学校等、重症化リスクが高いと考えられる高齢者施設等を所管する関係部局と感染症対策部局とが相互に連携して感染症や公衆衛生対策について関係者に分かりやすく情報提供・共有する。
- (5) 村は、自らの情報提供・共有が村民等の有用な情報源としてその認知度・信頼度が一層向上するよう、科学的根拠に基づく情報の発信等に取り組む。
- (6) 感染症やその家族、勤務先などの所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は容認されるものではなく、法的責任を伴うものであるとともに、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げにもなることを平時から普及啓発する。
- (7) 村は、平時から、科学的根拠に基づいた情報を繰り返し発信するとともに、科学的根拠が不明確な情報や偽・誤情報の拡散状況に応じ、各種媒体（Web、SNSのデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等）を活用して偽・誤情報に関する注意喚起を行う。

2 県と村の間における感染状況等の情報提供・共有について

村は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施する。

また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して都道府県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得ることを踏まえ、当該情報連携について県と村の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両者で合意しておくことに留意する。

3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

村は、国・県からの要請を受けて、相談窓口等を設置する準備を進める。

第2節 初動期

1 村における情報提供・共有について

- (1) 準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。
- (2) 村は、各種媒体（Web、SNSのデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等）を利用し、新たな感染症の特性や国内外における発生状況、感染対策などの感染症情報を村民向けに分かりやすく発信する。
- (3) 村は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を実施する。
- (4) 村は、準備期に検討した情報提供・共有の方策を踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を図る。
- (5) 村は、国が開設する国・地方公共団体等の情報等を総覧できるWebサイトを県民等に情報提供・共有する。
- (6) 村は、国が作成した一般向けQ&Aを各種媒体（Web、SNS等のデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等）で情報提供・共有する。
- (7) 村は、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することも含め、感染拡大防止のための行動変容に資する啓発を進め、冷静な対応を促すメッセージを発出する
- (8) 感染者やその家族、勤務先などの所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は容認されるものではなく、法的責任を伴うものであるとともに、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げにもなることを平時から普及啓発する。
- (9) 村は、科学的根拠が不明確な情報、偽・誤情報の拡散状況を踏まえつつ、その時点で得られた科学的根拠に基づいた情報を発信し、県民等が正しい情報を入手できるよう努める。
- (10) 村は、偏見・差別等に関する県、国、NPO等の相談窓口に関する情報を整理し、村民に周知する。

2 県と村の間における感染状況等の情報提供・共有について

村は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施する。

また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して都道府県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどに留意する。

3 双方向のコミュニケーションの実施

村は、国・県からの要請を受けて、相談窓口等を設置する。

第3節 対応期

1 村における情報提供・共有について

- (1) 村においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められるため、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。
- (2) 村は、各種媒体（Web、SNSのデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等）により情報提供・共有を図る。
- (3) 村は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方に適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を実施する。
- (4) 村は、業界団体等を通じた情報提供・共有を図る。
- (5) 村は、引き続き、国が開設する国、地方公共団体等の情報等を総覧できるWebサイトを村民等に情報提供・共有する。
- (6) 村は、新たな感染症の特性や国内外における発生状況、感染対策といった感染症情報を県民等に分かりやすく発信する。
- (7) 村は、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することから、感染拡大防止のための行動変容に資する啓発を進め、冷静な対応を促すメッセージを発出する。
- (8) 村は、国が作成・改訂した一般向けQ&AをHP等で情報提供するとともに、相談窓口等の体制を強化する。
- (9) 偏見・差別等は容認されるものではなく、法的責任を伴うものであるとともに、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げにもなることについて情報提供・共有を図る。
- (10) 村は、科学的根拠が不明確な情報、偽・誤情報の拡散状況を踏まえつつ、科学的根拠に基づいた情報を発信し、県民等が正しい情報を入手できるよう対処する。
- (11) 村は、偏見・差別等に関する県、国、NP0等の相談窓口に関する情報を整理し、村民に周知する。
- (12) 村は、偏見・差別等や偽・誤情報への対策として、国が行うSNS等のプラットフォーム事業者に対する取り組みに協力する。
- (13) 村は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、県が行う感染症対策等の根拠を丁寧に説明する。
- (14) 村は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、措置の強度等が異なることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明する。
- (15) 村は、特に影響の大きい年齢層を重点的に、リスク情報及びリスク情報に基づく対策等について、理解・協力を得るため丁寧に説明し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを図る。
- (16) 村は、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供

体制や感染対策の見直し等）及び保健所等での対応の縮小について、村民・事業者等に対し丁寧に説明する。

2 県と村の間における感染状況等の情報提供・共有について

村は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどに留意する。

3 基本的方針

- (1) 村は、国・県からの要請を受けて、相談窓口等を継続する。
- (2) 村は、順次広報体制を縮小する。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- (1) 村は、地域のまん延防止対策を推進する立場から、感染症有事においても業務を継続することができるよう、業務継続計画を適宜更新する。
- (2) 村は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期（国内でのまん延防止対策の準備）

業務継続計画に基づく対応の実施

村は、国・県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期（国内でのまん延防止対策）

業務継続計画に基づく対応の実施

村は、国・県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応を行う。

1 まん延防止対策の実施

- (1) 村は、まん延防止のために必要な措置によって影響を受けた事業者を支援するため、財政上の措置やその他の必要な措置を講ずることを検討する。その際には、国の予算措置の状況を踏まえ、国庫支出金を活用することや、他事業者との公平性の観点や円滑な執行等が行われることなどに留意する。
- (2) 村は、通所介護事業所等が休業する場合には、自宅での家族等による付き添いのほか、サービスの利用を継続する必要がある要介護者等については訪問介護等を活用した対応を検討する。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1 接種体制の構築

(1) 接種体制

ア 村は、新型インフルエンザ等の発生時に、迅速に特定接種又は住民接種の実施が可能となるよう、国が推進する予防接種事務のデジタル化等の状況を踏まえながら、平時から医師会等と連携し、医療従事者、接種場所、接種に必要な資材等の確保等、接種体制の構築に向けた検討を行う。

イ 村は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

(2) 特定接種

ア 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、村は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

イ 村は、特定接種の対象となる国民生活・国民経済安定分野の事業者による登録申請を当該事業者にも周知する。

ウ 村は、国からの要請に基づき、特定接種登録事業者に対し、接種体制を円滑に構築するために必要な事項を周知する。

エ 村は、特定接種登録事業者による業務（事業）継続計画（BCP）の作成を支援する。

(3) 住民接種

平時から以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

ア 村は、国等の協力を得ながら、村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る

イ 村は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

ウ 村は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

2 情報提供・共有

(1) 住民への対応

村は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及

び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

(2) 村における対応

村は、定期の予防接種の実施主体として、県の支援を受けて、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。

3 DX の推進

- (1) 村は、村が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- (2) 村は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- (3) 村は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

第2節 初動期

1 接種体制の構築

村は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2 接種体制

(1) 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、村は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、村は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

(2) 住民接種

ア 村は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

イ 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

ウ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、村は地域医師会等の協力

を得て、その確保を図る。

エ 村は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。

その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

オ 村は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、村又は県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

カ 村は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。

なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

キ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45 年法律第137号）の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談すること。

ク 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行うことに留意する。

第3節 対応期

1 ワクチンや必要な資材の供給

村は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。

2 接種体制

村は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

（1）特定接種（地方公務員に対する特定接種の実施）

国が、特定接種を実施することを決定した場合において村は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(2) 住民接種

ア 予防接種体制の構築

- (ア) 村は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に村において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- (イ) 村は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- (ウ) 村は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- (エ) 村は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、村の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

イ 接種に関する情報提供・共有

- (ア) 村は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- (イ) 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ホームページやアプリを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

ウ 接種体制の拡充

村は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者支援施設、社会福祉施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

エ 接種記録の管理

村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(3) 接種体制の維持・継続

- ア 村は、居住する市町村以外においても予防接種が可能となるよう、全国の医療機関や市町村、都道府県が締結する集合的な契約に参加する。
- イ 村は、変異株の出現により追加接種が必要な場合においても混乱なく円滑に接種が進められるよう国と連携して接種体制を継続的に整備する。

3 情報提供・共有

- (1) 村は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- (2) 村は、特定接種（自らが実施主体となる予防接種に限る。）及び住民接種について、国により予防接種との因果関係を否定できないと認定された健康被害を救済する。

- (3) 村は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- (4) 特定接種に係る対応
村は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。
- (5) 住民接種に係る対応
村は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。

第5章 保健

第1節 準備期

1 体制の構築

県が実施する健康観察に協力する等、平素から県等からの要請業務に対応する体制を構築する。

2 救急車の適正利用の周知

村は、感染症有事における救急医療のひっ迫を回避するため、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控えることや#7119・#8000を利用することなど、平時から救急車の適正利用を促進する。

第2節 初動期

1 対応の準備

県が実施する健康観察に協力する等の要請業務への対応を準備する。

2 相談センターの周知

症例定義に当てはまる有症状者等が相談センターに相談することが新型インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止のために重要であることを踏まえ、村は、村民等に対し、新型インフルエンザ等の感染を疑う行動歴や症状がある場合は、県が保健所に設置する相談センターへ相談するよう周知する。

3 救急車の適正利用の周知

村は、地域の医療提供体制や医療機関への受診の方法を県民等に周知するとともに、救急医療のひっ迫を回避するため、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控えることや#7119・#8000を利用することなど、救急車の適正利用を促進する。

第3節 対応期

1 主な対応業務の実施

- (1) 村は、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげるため、有症状者等からの相談に対応する、県が運営する相談センターの取組を周知する。
- (2) その他必要により、県等からの要請業務に対応する。

2 健康観察及び生活支援

- (1) 村は、都道府県が実施する健康観察に協力する。
- (2) 村は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施す

る食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

- (3) 村は、感染症の特徴や病原体の性状、新型インフルエンザ等への対応力の高まりなどを踏まえ、感染症以外の疾患にかかる健康診断・検診や受診を控えることがないよう普及啓発を行う。

3 医療提供体制の維持

村は、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控えるといった県民への救急車の適正利用や、#7119・#8000の利用の促進により救急搬送・救急医療提供体制の維持を図る。

4 特措法によらない感染症対策に移行する時期の対応

村は、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及び保健所等での対応の縮小について、村民・事業者等に対し丁寧に説明する。

第6章 物資

第1節 準備期（感染症対策物資等の備蓄等）

- 1 村は、村行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36 年法律第223号）第49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- 2 消防機関等は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第2節 初動期

村は、感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、県、事業者等と連携しながら、必要量の確保に努める。

第3節 対応期

村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、備蓄する物資又は資材が不足し、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

1 情報共有体制の整備

村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

2 支援の実施に係る仕組みの整備

(1) 村は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(2) 指定地方公共機関以外の事業者の事業（業務）継続計画（BCP）の策定を推進するため、その策定を目指す事業者を支援する。その際、法令等により策定が義務付けられている場合は、記載すべき事項を満たすよう助言することとし、一般の事業者が策定するBCPは、事業継続力強化計画（簡易版BCP）を含むものとして取り扱うことに留意する。

3 物資及び資材の備蓄

(1) 村は、村行動計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(2) 村は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

4 生活支援を要する者への支援等の準備

村は、国・県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

5 火葬体制の構築

村は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。

第2節 初動期（遺体の火葬・安置）

村は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こ

った場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

1 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

(1) 心身への影響に関する施策

村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

(2) 生活支援を要する者への支援

村は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

村は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

ア 村は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

イ 村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

ウ 村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、村行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

エ 村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は住民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48 年法律第48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48 年法律第121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

(5) 埋葬・火葬の特例等

ア 村は、都道府県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。

村は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

イ 村は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超

えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

(1) 事業者に対する支援

村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

(2) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、村行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

(3) 環境面に関する措置

感染予防に留意したゴミの回収・処理を行う。